

一戸建ての住宅

	①外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	②外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合
確認申請有※ 1	25,000 円	17,000 円
設計性能評価等※2 同時申請の場合にて断熱等対策等級及び一次エネルギー消費量等級の基準が適合していることが確認できる場合	5,000 円	
設計性能評価等※2 同時申請の場合にて断熱等対策等級の基準が適合していることが確認できる場合	15,000 円	
単独申請	40,000 円	32,000 円

共同住宅 確認申請有※

住戸のみ	1 住戸	25,000 円
	2 住戸	45,000 円
	3~10 住戸	45,000 円+5,000 円× (住戸-2)
	11 住戸~	61,000 円+2,000 円× (住戸-10)
住棟全体 (住戸+共用部)	2 住戸	50,000 円
	3~10 住戸	50,000 円+5,000 円× (住戸-2)
	11~	66,000 円+5,000 円× (住戸-10)
	単独申請	別途お問い合わせください

変更手数料

	外皮の熱損失防止、 一次エネルギー消費量
一戸建て住宅	10,000 円
共同住宅	10,000 円+5,000 円× (住戸-1)

※1 建築確認申請有とは、株式会社愛知建築センターにおいて、当証明の申請以前に同一建築物の確認申請を行っているもしくは今後申請を行う場合

※2 設計住宅性能評価書等とは、株式会社愛知建築センターが発行した次のいずれかの書類をいい、当該基準が確認できるものを示します。

- ・ 設計性能評価書 ・ 低炭素建築物新築等計画に係わる技術的審査適合証
- ・ 長期優良住宅技術的審査適合証 ・ 贈与税の非課税措置に係わる住宅性能証明書 ・ 新築対象住宅証明書
- ・ 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。
- ・ 変更申請料金は、直前の BELS 評価審査を株式会社愛知建築センターにて行った場合の料金となります。また、直前の BELS 評価審査を他機関で行った場合は、新規申請料金を申し受けます。

■ 適合証再発行料金(適合証 1 枚につき) 5,000 円